

## 令和5年度第2回長野県環境影響評価技術委員会 会議録

1 日 時 令和5年(2023年)8月24日(木) 13:30～16:30

2 場 所 長野県庁西庁舎 111、112号会議室

3 内 容

○ 議事

(1) 中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について(伊那山地トンネル(戸中)・発生土置き場(戸中)・豊丘変電所敷地造成)

(2) 事後調査報告について

ア 長野広域連合A焼却施設建設事業

イ 長野広域連合B焼却施設建設事業

ウ FSPS佐久市八風太陽光発電所事業

エ 新クリーンセンター建設事業

(3) その他

4 出席委員(五十音順、敬称略)

梅 崎 健 夫 (委員長職務代理者(正))

大 窪 久美子

小 澤 秀 明

北 原 曜

陸 齊

江 田 慧 子

佐々木 邦 博

鈴木 啓 助 (委員長)

高 木 直 樹

富 樫 均 (委員長職務代理者(副))

中 村 雅 彦

野見山 哲 生

宮 原 裕 一

森 川 多津子

5 欠席委員(五十音順、敬称略)

井田 秀行

6 その他

大窪委員、北原委員、江田委員、佐々木委員、中村委員、野見山委員、宮原委員及び森川委員はウェブ会議システムの利用により出席した。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

ただいまから、令和5年度第2回長野県環境影響評価技術委員会を開催いたします。

本日の委員会開催にあたりまして、あらかじめお願い申し上げます。  
報道の方におかれましては、決められたスペースからの撮影のみとさせていただきますので、ご協力のほどよろしく申し上げます。また、現時点で傍聴の方はおりませんが、見えられた際には、事務局で注意事項等をアナウンスしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

次に、議事に入ります前に本日の欠席委員をご報告いたします。本日は、井田委員から都合により欠席する旨の御連絡をいただいております。

また、現在ウェブ会議システムを利用してご参加されているのは、大窪委員、北原委員、江田委員、佐々木委員、中村委員、野見山委員、宮原委員、森川委員の8名で、事前に通信状態をチェックし、審議に支障ない旨を確認しております。

以上、条例第37条第2項に規定する委員の過半数に出席いただいておりますので、本委員会が成立していることをご報告申し上げます。

それではこれから議事に入らせていただきますが、本会議は公開で行われ、会議録も公表されます。ホームページで公開します会議録の作成に御協力いただくため、御面倒でも、発言の都度お名前をおっしゃっていただくようお願いいたします。

また、ご発言いただく時以外はWeb参加の皆様は音声をミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお音声が聞き取り難いなど、審議に支障がございましたら、その旨、ご発言いただきますか事務局までチャット等でお伝えください。よろしいでしょうか。

それでは、条例の規定によりまして委員長が議長を務めることになっておりますので、鈴木委員長、議事の進行をお願いいたします。

鈴木委員長

それでは、議事に入らせていただきます。委員の皆様のご協力をお願いいたします。

はじめに、本日の会議予定及び資料につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

それでは事務局から、本日の会議予定及びお手元の資料について、簡単に説明させていただきます。

まず会議の予定ですが、次第に記載のとおり、議事(1)として、リニア中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事について、議事(2)として、事後調査報告4件についての審議をお願いします。

議事(2)につきましては、最後の「新クリーンセンター建設事業」については、事業者によって事務局が説明いたしますが、その他は全て事業者から説明いただいた後にご審議いただく形になります。

本日の審議事項は以上の2項目であり、適宜休憩を挟みながら、概ね16時30分を目途に会議を終了いただきたいと思います。

続いて本日の会議資料です。

まず議事(1)の関係ですが、資料1-1が県に提出された計画書です。資料1はその概要をまとめたもので、本日はこの資料1を中心に事業者から説明がなされる予定です。会場の委員のお手元には緑色のファイルに綴じてお配りしております。オンライン参加の皆様は以前送付した電子データを、それぞれ適宜ご参照ください。なお資料1-1につきましては希少種の生息確認場所などの非公開情報が含まれていますので、取扱いにご注意願います。

議事(2)の資料については、議事の最初に説明させていただきます。

最後に、本日の議事の審議方法についてですが、検討内容が希少野生動植物の個別生息・生育場所や、それらが類推できる情報を明示して審議する必要がある場合は、

審議を非公開として検討いただく必要があります。非公開情報を示して議論する必要がある場合には、それぞれ議事の最後にまとめて御審議いただくように運営をお願いしたいと思います。非公開審議の必要性は、委員及び委員長判断により御指示頂くようお願いいたします。

非公開情報の審議の際には、傍聴の方や報道関係者の皆さまには御退室いただき、進行に御協力いただくようお願いいたします。

事務局からの説明は以上です。

鈴木委員長

それでは、議事(1)の中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について、事業者から説明をお願いします。

事業者

JR東海環境保全事務所(長野)の久保田と申します。よろしく申し上げます。

久保田

説明内容は、令和2年7月に作成した中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全について、本年8月10日に更新したので、その内容になります。

(JR東海)

主な更新内容は、豊丘変電所敷地造成工事の追加に伴う内容になります。お手元の資料を御覧いただければと思います。

次に2枚目です。本書の構成について御説明します。

本書は御覧の5章の構成になっています。第1章が本書の概要、第2章が工事の概要、第3章が環境保全措置の計画、第4章が事後調査及びモニタリング、第5章が発生土置き場の管理計画です。

なお、第5章発生土置き場の管理計画については、今回更新箇所がないため、説明を割愛させていただきます。

次に行きます。

まず、第1章本書の概要についてです。ここでは本書の位置づけを御説明しています。スライドの右上端部に表記してある番号は、本編におけるページ番号をお示ししています。併せて、本編3ページの図2-1、工事位置全体の本書の対象範囲も御覧いただければ幸いです。

まず、スライド番号3番に示す第1段落については、当初から変更はありません。読み上げさせていただきます。

本書の概要、本書は、中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)の工事を実施するにあたり、「中央新幹線(東京都・名古屋市間)環境影響評価書【長野県】平成26年8月」及び「豊丘村内発生土置き場(戸中)における環境の調査及び影響検討の結果について(令和2年7月)」に基づいて、戸中非常口に係る工事施工ヤード(以下、「工事施工ヤード(戸中)」という。)造成、非常口トンネル(以下、「非常口トンネル(戸中)」という。)、戸中非常口からの本坑トンネルの掘削及び発生土置き場(戸中)に係る工事について、工事中に実施する環境保全措置、事後調査及びモニタリングの具体的な計画について取りまとめたものです。

スライド3の注釈で、スライド右上段に、中央新幹線伊那山地トンネル新設(戸中・壬生沢工区)工事における環境保全についてのページ番号を記載しております。

次、お願いします。スライド番号4番に示す第2段落について、今回追加いたしました。読み上げさせていただきます。

この度、豊丘変電所敷地造成工事について工事計画が具体化し、当該工事で用いる土については工事等の進捗状況を踏まえ、トンネル工事の発生土を戸中非常口から搬出して活用する計画とし、これに伴う戸中非常口からの本坑トンネルの掘削延長変更を加えたこれらの工事を対象として、本書の更新を行います。

続きまして、スライド番号5番、第2章工事の概要について御説明します。

今回更新した箇所は、赤字下線で示しています。

まず、トンネル掘削工の本坑トンネルについて、延長を約5.9kmに更新しました。

次に、豊丘変電所敷地造成、面積約56,000㎡、最大造成高約18mを追記しました。  
また、工事時間について、ヤード整備と同様、8時から18時としております。  
次のページに行きます。こちらは、路線概要及び工事位置を示しております。本書の対象範囲を図に赤色ハッチングで示しております。なお、令和2年1月に公表した対象範囲は、図中青点線で示しております。

次、行きます。こちらは、豊丘変電所の工事位置を示しております。  
図中赤色範囲が豊丘変電所敷地造成範囲を示しております。また、黒色の破線がトンネル区間の計画路線、実線が地上区間の計画路線を示しております。

次のページに行きます。こちらは豊丘変電所の工事前の状況を上空から俯瞰した写真です。図中赤色範囲が豊丘変電所敷地造成範囲を示しております。また、黒色破線がトンネル区間の計画路線を示しております。

なお、黄色の矢印は、次のページにてお示しする工事前状況写真の撮影方向を示しております。

次、行きます。こちらの写真は、前のページでお示した撮影位置①の箇所から撮影した写真でございます。

次のページです。こちらは、前のページでお示した撮影位置②の箇所から撮影した写真でございます。

次のページです。こちらは撮影位置③の箇所から撮影した写真でございます。

次のページへ行きます。こちらは、豊丘変電所計画地の現在の平面図になります。赤線で囲まれた範囲は、豊丘変電所敷地造成範囲を示しております。造成範囲には現在、村道が通っておりますが、工事の進捗に合わせて、敷地造成範囲の北側及び南側に道路の付け替えを行います。

次のページをお願いします。こちらは豊丘変電所敷地造成の計画平面図になります。

敷地内には、紫色でハッチングしております場内道路及び青色実線で示しております雨水排水路を整備し、敷地内に降った雨は調整池に集め、放流管を通して場知沢川へ放流します。

次のページをお願いします。こちらは豊丘変電所敷地造成の計画平面図地下排水管になります。

敷地造成範囲における盛土範囲及び切土範囲、地下排水管設置位置を示しております。赤色でハッチングしている範囲が盛土の範囲であり、黄色でハッチングしている範囲が切土の範囲であります。

盛土範囲には、盛土内に浸入した水を排水するために、青色二重線で示しております地下排水管を設置します。盛土内に浸入した水は、地下排水管を通して調整池に集まり、放流管を通して場知沢川に放流します。

次、お願いします。こちらは、豊丘変電所敷地造成の計画断面図になります。

赤色でハッチングしている範囲が盛土範囲であり、黄色でハッチングしている範囲が、切土範囲であります。補強土壁を施工しながら、盛土を造成していきます。

次、お願いします。こちらは豊丘変電所敷地造成の施工手順になります。

施工手順としましては、工事用道路整備などを行う準備工を行い、村道を付け替える付替道路工、地下排水管を設置する排水工を行います。その後、擁壁工を築造しながら、盛土を造成する作業を繰り返していきます。

次のページをお願いします。こちらは、工事工程になります。

工程は、令和5年7月までは実績を示しており、それ以降は令和5年8月時点の計画をお示ししております。豊丘変電所敷地造成は、令和8年上期に終了する予定です。

次のページをお願いします。こちらは、資機材及び発生土運搬車両の運行ルートになります。

赤色箇所は、豊丘変電所敷地造成範囲を示しております。資機材運搬ルートは紫色で示しており、村道壬生沢線及び村道中央線を使用します。

発生土運搬ルートは赤色で示しており、緑色の箇所は発生土置き場（戸中）から村道中央横断線線及び村道福島線を使用します。

豊丘変電所敷地造成範囲の入口付近を、台数カウント地点ポイント③としており、台数カウント地点における月別日平均の最大台数は、往復約150台/日となっております。

次のページをお願いします。こちらは、台数カウント地点ポイント③における工事用車両想定運行台数の推移となります。

グラフのオレンジ色が発生土の運搬車両、青色が資機材の運搬車両を示しております。

各年度の上期及び下期の車両台数は、月別日平均計画台数の最大となる月の値を示しており、上記台数が常時運行するものではありません。また、コンクリート打設日は、まとまった量のコンクリートを打設する必要があるため、ミキサー車が多く運行する日があり、往復で約80台/日が月に4回程度と考えております。

令和5年8月時点の計画であり、状況等により変更する場合がございます。

次のページをお願いします。続きまして、第3章環境保全措置の計画について御説明します。

まず、環境保全措置の検討方法については、赤字下線部のとおり対象箇所に豊丘変電所を追加したのみであり、検討方法自体は従来から変更ありません。

読み上げさせていただきます。

環境保全措置の検討方法、工事施工ヤード（戸中）、発生土置き場（戸中）（以下「発生土置き場」という。）及び豊丘変電所（以下「変電所」という。）の詳細な計画にあたり、動植物の重要な種が生息・生育する箇所をできる限り回避するとともに、重要な地形及び地質等その他の環境要因への影響も考慮し地形の改変範囲をできる限り小さくするよう計画しました。

そのうえで、工事による影響を低減させるための環境保全措置を現場の状況に即し、建設機械、仮設設備等のハード面、係員配置、教育・指導、設備のメンテナンス等のソフト面から検討。

必要な場合には、環境を代償するための措置について検討しました。

※動植物の移設・移植等、専門性の高い環境保全措置については、専門家等の助言を受けて検討しました。

次のページをお願いします。こちらは、環境保全措置を検討した事業計画値を示しております。

環境保全措置を検討した範囲を図に赤色ハッチングで示しています。

これまでの検討範囲にある工事施工ヤード（戸中）、非常口トンネル（戸中）、戸中非常口から掘削する本坑トンネル、発生土置き場（戸中）に加えて豊丘変電所を追加しました。

また、トンネルの掘削範囲を工事概要と同様に変更しております。

次のページをお願いします。続きまして、重要な種等の生息・生育地の回避検討についての記載でございます。

こちら赤字下線部のとおり、対象箇所に豊丘変電所を追加したのみであり、検討方法自体は従来から変更ありません。読み上げさせていただきます。

重要な種等の生息・生育地の回避検討、工事施工ヤード（戸中）、発生土置き場及び変電所の検討にあたっては、使用する設備の必要面積や設備配置を考慮するとともに、できるだけ多くの発生土を安全に盛土できるよう計画した他、工事施工ヤード及び発生土置き場周辺には重要な種等が確認されたことから、重要な種等の生息・生育地の回避検討を行いまして、重要な種等への影響について回避を図りました。

なお、工事施工ヤード（戸中）、非常口トンネル（戸中）、戸中非常口から掘削する本坑トンネル及び発生土置き場については、これまでの環境保全計画に基づき必要な環境保全措置を講じて、工事を進めています。希少種保護の観点から位置等の情報に

については非公開にしています。

次のページをお願いします。続きまして、工事による影響を低減させるための環境保全措置について説明させていただきます。

基本的には、これまでの工事施工ヤード（戸中）や、発生土置き場（戸中）と同様の環境保全措置について、変電所でも実施する予定です。主な更新箇所は赤字下線部になります。読み上げさせていただきます。

工事による影響を低減させるための環境保全措置、工事による影響を低減させるため、工事中に実施する環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、計画しました。

主な環境保全措置は、大気環境について、仮囲い（高さ1.8m以上）の設置、排出ガス対策型、低騒音型建設機械の採用、工事現場の清掃及び散水、水環境について、工事排水の適切な処理、工事排水の監視、土壌環境について、適切な構造及び工法の採用、法面、斜面の保護、動物・植物、生態系について、外来種の拡大抑制、景観について、構造物の形状の配慮、環境への負荷について、建設機械の点検及び整備による性能維持です。各丸数字は、以降の写真における丸数字を示しています。

次、お願いします。こちらは、前のページで御説明させていただいた、環境保全措置の写真になります。

写真①は、大気環境に関する環境保全措置である、排出ガス対策型、低騒音型建設機械の写真であります。写真②は、動物、植物、生態系に関する環境保全措置であるタイヤ洗浄機の写真であります。

次、お願いします。こちらは、変電所雨水排水路設置平面図になります。

工事概要で御説明させていただいたように、敷地内には雨水排水路を整備し、敷地内に降った雨は調整池に集め、放流管を通して場知沢川に放流します。

なお、工事用排水の適切な処理として、工事用道路施工後、調整池を先行して施行し、土砂等を沈下させて放流いたします。

工事排水の監視としては、工事排水は調整池を通して場知沢川に放流しますので、放流する箇所の下流で、浮遊物質量及び水素イオン濃度等を測定します。

次のページをお願いします。続きまして、景観に関する環境保全措置の説明です。読み上げさせていただきます。

構造物の形状の配慮について。変電所の造成設計において補強土壁を2段構成とすることで、圧迫感を軽減し、景観に配慮する計画としました。

次のページをお願いします。続きまして、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置についてです。

基本的にはこれまでと同様の環境保全措置について、変電所でも実施する予定です。読み上げさせていただきます。

資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置、資材及び機械の運搬に用いる車両の運行による影響を低減させるための環境保全措置について、工事の内容や周辺の住居の状況等を考慮し、計画しました。

主な環境保全措置として、資材運搬等の適切化、資材及び機械の運搬に用いる車両の出入り口、周辺道路の清掃及び散水、タイヤの洗浄、資材及び機械の運搬に用いる車両の点検及び整備による性能維持、環境負荷低減を意識した運転の徹底（高負荷運転の抑制）。

下の写真が、③周辺道路の清掃及び散水状況の写真、右側はタイヤ洗浄器の設置の状況の写真になります。

次のページをお願いいたします。続きまして、第4章事後調査及びモニタリングについて御説明します。

モニタリングの実施内容から御説明します。赤字のところを読ませていただきます。

モニタリングの実施内容です。まずは、大気質に注釈がついておりますけど、その

下、大気質の注釈1番、読ませてまいります。変電所での大気質、騒音、振動については、建屋築造工を含めて工事全体が最盛期となる時期に実施することとしており、具体的な調査時期は今後決定いたします。

注釈2番、騒音・振動についてです。その他、モニタリングとは別に工事施工ヤード（戸中）及び変電所での騒音・振動について日々簡易計測を行い、その結果も踏まえて影響の低減を図ります。

注釈3番、水質についてです。水質の工事前調査は、虻川において平成29年12月、場知沢川においては令和1年12月に実施済みであります。

注釈4番です。発生土置き場及び変電所に設置する調整池から放流する工事排水については、浮遊物質量、水素イオン濃度等を測定いたします。

以上が、モニタリングの内容になります。

では、次のページをお願いいたします。

こちらはモニタリング等の地点を示したものです。図中赤色の範囲が豊丘変電所敷地造成範囲を示しています。赤丸が水質のモニタリング位置、緑丸が大気質、騒音・振動のモニタリング位置を示しております。

黄色の丸は、騒音・振動についての日々の簡易計測地点を示しております。

なお、水質のモニタリング位置は、工事排水を放流する箇所の下流で設定しております。

大気質、騒音・振動のモニタリング位置は、資材及び機械の運搬に用いる車両の主要なルート沿いで設定しております。

以上が、環境保全更新内容の御説明になります。ありがとうございました。

鈴木委員長

どうもありがとうございます。それでは、今御説明いただいた内容につきまして、委員の皆様から御意見、御質問を頂戴したいと思います。最初に第2章の工事の概要までのところで、委員の皆さん、何かございますか。

富樫委員、お願いします。

富樫委員

今御説明いただいた内容を拝見すると、豊丘変電所敷地造成となっておりますが、これは豊丘変電所兼発生土処分場の造成ではないのですか。そこを明確にしてほしいのですが。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

御質問ありがとうございます。JR東海の環境保全事務所（長野）の太田垣です。私どもとしては、これは変電所の敷地造成という工事を今回付け加えたということで上げさせていただいております。

富樫委員

これは、計画を見ても、単に切土・盛土をバランスさせて、平坦面を造るという工事ではなくて、発生土をよそから持ってきて、かなり高い盛土を造って、平坦にして、そこを豊丘変電所に使うというように見えるのですが、そうではないのでしょうか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

仰ることはよく分かりますけれども、私どもとしては、敷地の造成をする必要があるので、盛土をするということでございます。そこにトンネルの発生土を活用するというところでございます。意味合いは一緒かもしれません。

富樫委員

例えば、資料1の5枚目に工事の概要がありますが、豊丘変電所の造成となっているだけで、面積と最大造成高しか載ってなくて、ここに、外部からどれだけ土を搬入するのかという情報が一切入ってないんです。

ところが計画では、トンネル工事の発生土を搬出して活用する計画にしているということで、これは発生土処分そのものですので、この計画の説明の仕方は、非常に不

十分ではないかと感じます。いかがですか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

その点については、いろいろな御意見があるかとは思っておりますけれども、私どもとしては、まずはこの変電所を造るための土地の造成をするというのが、今回の工事の内容であって、そこにたまたま発生土を活用させていただくというところでございます。

ただ仰るとおり、発生土をどれだけ使うのかということの記入が不十分であるということでありましたら、その辺りは、検討させていただければと思います。

鈴木委員長

富樫委員の質問は、単に造成だけだと、一般的にはその中で切ったところを盛土することで完結するのだけれども、ここは外から工事発生土を持ってきて賄うということなので、その部分を明示すべきではないかということだと思います。

普通の造成というのは、その中で盛土をするだけだということだと思うのですが。

事業者  
岡田  
(JR東海)

質問ありがとうございます。JR東海の岡田でございます。工事を担当しております。

資料1の14ページ、工事の概要のところ、黄色と赤で盛土、切土の範囲を示していると思いますが、具体的には盛土が大体140,000m<sup>3</sup>位で、切土が30,000m<sup>3</sup>位ですので、要は切土も30,000m<sup>3</sup>活用するし、残りの110,000m<sup>3</sup>はトンネルの発生土を活用して、このエリアを造成するという計画をしています。工事説明会においてはそういう説明もさせていただいてるところではあったので、この辺の記載についてはまた検討することになります。

鈴木委員長

今の110,000m<sup>3</sup>とか30,000m<sup>3</sup>という数字はここに出ていませんよね。

その110,000m<sup>3</sup>をどこから持ってくるかというのは、話の流れとしては分かりますが、具体的には表明されてなくて、だから先ほど富樫委員が質問された資料1の5ページには、本来は造成のところ、面積がこれで、最大の造成高がこれなんだけれども、そのうちの切土が幾らで、110,000m<sup>3</sup>は持ってきて、全体の盛土部分は140,000m<sup>3</sup>という数字もきちんと入れておくべきではないかと思うのですが。

事業者  
岡田  
(JR東海)

今いただいた御意見を踏まえて、修正できるか社内で検討して、その方向で検討していきたいと思います。

鈴木委員長

域外から持ってくる土は発生土だということもきちんと記載していただきたいと思いますけど。

事業者  
岡田  
(JR東海)

トンネルの発生土を、戸中の非常口から運搬するというのは記載をしています。

鈴木委員長

ですから、5ページのところに。

事業者  
岡田  
(JR東海)

そうですね、ボリューム感が確かにないのは御指摘のとおりなので、そこは記載をする方向で検討したいと思います。

鈴木委員長

ぜひよろしくをお願いします。

富樫委員、よろしいですか。それとも、テーマというか、題名で出すということで

しょうか。

富樫委員

題名もそうですが、外から搬入しなければ、これだけ高い盛土を造る必要もないわけですね。まして地形に沿って敷地内に段差をつけることができれば、盛土の厚さをこれほどにしなくても、造成はできると思います。それをあえてこれだけの高い盛土を造成するのであれば、当然工事概要の中に、どうしてもそうしなければいけない数量的な裏づけというか、その内容を書いていただきたい。悪く見れば、搬入することをあえて隠そうとしているようにも見えてしまいます。ですので、しっかりその部分を記載してほしいと思います。

事業者

熊崎

(JR東海)

JR東海の熊崎です。よろしくお願いいたします。

今、富樫先生から御指摘を頂いているように、数字を明確に書いていないというところでございますが、最初の本書の概要ということで、4ページのところに、今回の本書の内容を記載しております。5ページに数量を書いていないところがございますが、4ページで赤字で記載しておりますが、豊丘変電所造成工事について、工事計画を具体化したというところの下で、「当該工事で用いる土については、工事等の進捗状況を踏まえ、トンネル工事の発生土を戸中非常口から搬出して活用する計画とし」ということで、今回発生土を用いて行うというところは、こちらに記載をしております。

次の5ページでも、仰るように、そちらの数量だとか、そういったものだといいところを記載すると、よりよいというところではあります。概要としてはこちらを伏せているということではなくて、発生土を搬出してきて使うということを書いております。

発生土につきましては、基本的には自社用地、特に変電所や保守基地等については、トンネル発生土をなるべく活用して施工したいということで、こういった計画にしているというところでございます。よろしくお願いいたします。

富樫委員

説明としては分かりました。

鈴木委員長

梅崎委員をお願いします。

梅崎委員

今の富樫委員の質問に関連して、数量は入れていただくということで結構だと思いますけど、その発生土の中身ですが、要対策土もしくはその処理土はここに使われるのでしょうか。

事業者

岡田

(JR東海)

要対策土の処理につきましては、社内で検討中ですが、ここも候補地の一つであることは事実ですが、現計画では、健全土のみを持ってくる計画として策定をしています。

梅崎委員

その点もすごく重要になりますので、そこは明確にさせていただいて、後でまた質問しますが、事前調査・モニタリングについても、そのことが関わってきますので、しっかり計画は明示していただければと思います。

事業者

岡田

(JR東海)

承知しました。

鈴木委員長

ではよろしくお願いいたします。

他はいかがでしょう。Web参加の委員の皆様いかがですか。よろしいですか。

では、第3章の環境保全措置の計画、それから第4章の事後調査及びモニタリングでございますが、これについて御意見、御質問ございましたら、お願いいたします。

梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

さきほどの質問の続きにもなりますが、スライドの28ページに、事後調査とモニタリングの一覧が書いてあります。調整池におけるモニタリング等のところに注釈の4で注意書きが書いてあるんですけども、何回も同じような工事のときに申し上げていきますけども、河川に入る前のところを1回チェックするというはすごく重要だと思っているんです。

その上で、ここでは、基準との差が小さければというか、持ってくるものが、その時点である程度基準よりも低ければ、やらないというようなことを書かれていますけども、せっかくこういう計画をされているので、この調整池のところでのモニタリング、事前調査というのにはすごく大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

御質問ありがとうございます。今仰っているのは自然由来重金属の調査ということでしょうか。

梅崎委員

それも含めてです。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

まず、通常のpHとかSS等につきましては、工事排水についても測定しております。本編の資料1-1の55ページを御覧いただけますでしょうか。55ページ、図3-20のところで、濁水処理のフロー図を付けておりまして、ここで河川に放流する前に、pHとかSS等については測定しております。

自然由来重金属につきましては、出てくる発生土を毎日測定しておりますので、その出てくる発生土の状況に応じて、適切に測定を追加していきたいという考えでございます。

梅崎委員

御説明ありがとうございます。基本的にはこの本編55ページに示すように行われるということでしょうか。

そのときにSSとかpH等で事前チェックをして、そういう異常値が出た場合にはさらなるチェックということも考えられるとは思いますが、あとは入るときのチェックはありますけども、やはり最後のところのチェックはすごく重要でないかと思うので、そこも合わせてお願いします。

鈴木委員長

それに関連してなのですが、実は私も質問しようと思ったのは、資料1の28ページと29ページが、うまくかみ合わないんですね。今、梅崎委員が仰ったような※の4番のところでは、調整池から放流する工事排水についても測ると書いてあるのに、29ページには、水質の測定地点が、場知沢川に出てから下流側でしか測っていないことになっているんですね。

ですから、調整池が図では書かれていませんが、調整池から出るところで測っているというのも、記載しておくべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

取りあえず検討させていただきます。

鈴木委員長

検討じゃないですね。だって、28ページには文章でちゃんと明記しているのに、なぜ29ページにはそれが無いのですかというだけなので、検討する云々ではなくて、

本来書いておくべきものを書いていないというだけなのですが。違いますか。

梅崎委員

本編にも書かれているので、あってしかるべきですね。

鈴木委員長

だから、普通に忘れたというだけのことではないかと思うのですが。それともやる気がないから書いてないんですか。そう言わざるを得ないんですよ、そういう「検討します」とかいう答えだと。

小澤委員

たしか前回の審議でもこのような話が出ていたかと思うのですが、この全体の計画の中で、もしかして工事排水の監視というのは、モニタリングと言っているものと、事業者さんが施工管理の中の行為として考えている部分、その二重性があるって、この28ページ以降のような表現が出てきているのではないのでしょうか。少し前からそういうところが少し分りにくいというところがあるので、この際、施工管理として行う水質の監視についても、モニタリング、事業者さんとしてはモニタリングとはまた違った、もう少しより現場的なという言い方になるのか分かりませんが、そういう監視というものがあるとすれば、それも見えるような形にしていただければ、今のような、あるかないのかよく分からないというところが解消できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

鈴木委員長

28ページにはモニタリングの実施内容と書いてあって説明しているから、私は言っているんですよ。そこに書いてあるのに、なぜ次のページには書いてないのかというだけなんですよね。

確かに仰ったようなことも前からありますけど、ここでは明らかにモニタリングという項目で記載されているんですよ。

事務局

中島

(県環境政策課)

ちょっと見当外れの指摘かもしれないですけど、資料1-1の85ページに、モニタリングの実施内容という記載がありまして、これがスライドの28ページ。めくっていただいた本編の87ページの変電所のモニタリング等の地点、こちらのスライド29ページの基になっています。今ご指摘のあった変電所、それから発生土置き場も含めてですけども、調整池から放流する工事排水の測定についての※4は、「モニタリングの実施内容」という表の「自然由来の重金属等」のところにありますので、モニタリングとも読めますが、一方で、「調査時期及び頻度」を見ますと、「工事前に1回」というところに※4がついていますので、工事中の測定も含めて、本編と資料1とを合わせて、再整理いただくような内容かと感じておりますが、いかがでしょうか。

鈴木委員長

整理というか、今日説明いただいた28ページには、ちゃんと明記されているんですよ。

事務局

中島

(県環境政策課)

そうですね。ですので、資料1-1の85ページにある調査の地点を図示するということであれば、仰るとおりその調整池の部分が図示されていないという指摘になります。河川水だけ載せたんですかね、これ。

事業者

太田垣

(JR東海)

確認させていただきたいのですが、モニタリングと称する調査については、工事排水の放流先の下流で行います。それとは別に、工事の監視という面で、本編の55ページにあるように、SS、pH等を放流する前に測定するというのを行っているということ、モニタリングと言葉は二重にはなっていますが、実際に測定をして管理するということには間違いありませんので、その記載方については、持ち帰らせていただければと思います。

鈴木委員長

引き続きよろしくお願ひします。これ何て言うか、ちょっと回りくどい説明なんですよね。書いてあるのに、ちゃんとそれが表現されてないことがあったり、この文章に書いてあるのが、実はこういうことなんだとか、後から言われても、残るのは、この資料なんですよね。資料と言うか紙になってるものですから、どちらにしてもそれはどちらが本当なのか、やる気がないのかあるのかをきちっとやっぱり表明していただかないと困ると思うんですけど。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

御指摘の点はよく分かります。私どもとしてきちんとやることをやってまいるという考えではございますので、やる気はきちんとございますので、その点は御理解をお願いしたいと思います。

鈴木委員長

記載をお願いしたいということなんです。説明だけじゃなくて、きちんと記載してもらわないと記録に残りませんので、よろしくお願ひします。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

モニタリングと工事の監視というところで、特定が分かれているところもございませうので、その整理の仕方については、ちょっと持ち帰らせていただければと思ひます。

小澤委員

今の件で、モニタリングの頻度について、例えば本編の85ページに、自然由来の重金属が工事中については、年1回以上という書き方になっているんですけども、先ほどの工事の監視でデータを取っているということになると、以前もそのような話をしましたが、それに連動した形で必要に応じて、この頻度を上げていくというような対応をするというのをここに書いていただいたほうがいいのではないかという気がします。

その必要が生じなければ、やらないという結果にはなるのかもしれないんですけど、工事の監視で、結局、放流している水の測定をやっていると思うのですが、そちらで異常と言ひますか、検出されてくることなどが起きてくれば、このモニタリングというより、川に入ったところのモニタリングも頻度を上げるという、そういう連動というの、ここに書いていただく必要があるのではないかと思ひます。

ただそういう意味で、工事の監視の測定と、モニタリングというのを、うまく整理して記していただかないと、なかなか今のような議論になってしまうのではないかと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思います。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

分かりづらいという御意見はよく分かりましたので、記載方については、今後ちょっと検討させていただければと思ひます。

鈴木委員長

よろしくお願ひします。他はいかがですか。  
高木委員、お願ひします。

高木委員

確認をさせていただきたいのですが、資料1の26ページの補強土壁というものが、私は専門ではないのでよく分からないのですが、土を固めたようなものという理解でよろしいでしょうか。

事業者  
岡田  
(JR東海)

土壁というのは、外側のコンクリートの壁になります。コンクリートの壁の中に、黒いところがコンクリートで、右側のピンク色のところですけど、ここにジオテキスタイルと言って、プラスチックのマットみたいなのを層に並べて、土のうを端に置いて土を置いていくような工法になるので、外観からいうと、コンクリートの壁ができるようなイメージをしていただければと思ひます。

高木委員

分かりました。私の専門ではない景観絡みの話なのですが、資料1-1の66ページを見ると、景観としては、切土法面等の緑化による植生復元というようなことが書いてあって、その下の図3-23では植生を植えて、見た目が自然になるようにすると書いてあるのですが、コンクリートの壁になるということと、この緑化の関係がよく分からないのですが。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

今回の保全計画書につきましては、もともとトンネルの工事施工ヤード、それから別のところにあります発生土置き場（戸中）という保全計画書に、変電所の造成工事の保全措置を追加しておるものですから、項目はそれぞれ、変電所についてはこれをやります、それから発生土置き場についてはこれをやります、という記載の仕方をさせていただいております。

御指摘のあった本編66ページの表3-10なのですが、変電所について行うのは、3行あるうちの、一番上の構造物の形状の配慮という保全措置が、変電所についての記載で、「補強土壁を2段構成にすることで圧迫感を軽減し」というのをやっています。

その次の行のものは、変電所ではなくて、これまで計画しておりました工事施工ヤードですとか、発生土置き場で行うものでございますので、今回はこの2行目の記載は、対象ではないというところでございます。

高木委員

はい、分かりました。それも分かりにくいことは分かりにくいので、表現はいかかなものかなと思いますが、ということは、高さ2段構成にはなっているとはいえ、高さ18mの位置から見れば5階建てのビルぐらいの高さがあるわけですから、それで多分かなりの幅もあるのだらうと思います。それについて景観的に全然大丈夫ですよというのを、最近CG等でシミュレーションしたりするようなことも、比較的簡単にできるので、それで実際に周りの自然との調和がそんなには壊されないというのを示していただくと、はっきりするのではという気はしております。

高さ5階建てのビルが、塀がぱっと横に相当の長さで広がるはずなので、それが全体の規模がものすごく大きいから、意外に小さく感じるのか、やっぱりそれはかなりの圧迫感になるのかというのを、ちょっと見させていたいただきたいと感じております。

以上です。

鈴木委員長

確かに今、高木委員がおっしゃったように、これは現場を見させていただいたときも、たしか帰り道だったと思うのですが、ここに壁ができますよというお話をいただいた記憶があるんですけど、かなりの面積というか長さで、これは18mだとやはりイメージとしては相当圧迫感があるような気もしますが、それは大丈夫なのでしょうか。

佐々木委員、何か景観について御意見、御質問ございますか。

佐々木委員

私もこれ気にかかっていまして、これコンクリートで18m擁壁、たとえ2段にしてもかなりの圧迫感ですよ。どう圧迫感を低減するかについて、やっぱりCGとかコンピューターグラフィックで完成予想図でも書いていただいて、このような手法で、例えば草で緑化するのか、それで和らげたみたいなのを示していただかないと、これは横を村道が走るんですよ。村道を歩く、あるいは車で行くだけで怖いと思うぐらいの圧迫感だと思うんです。ですから、この辺の解決策を示してほしいというのが要望です。

以上です。

鈴木委員長

いかがでしょうか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

どのようにイメージをしていただくかについては、その前に、ここの計画につきましては、御地元にご説明していく中で、どうしても1枚の壁では圧迫感があるという話を聞いて、それではちょっと2段に分けてやってみましょうかというようなやり取りを地元の方とさせていただいて、こういう計画で進めさせていただくことになったという経緯がございます。

イメージのお示しの話につきましては、またちょっと御意見を頂きましたということで、どういことができるのか検討させていただければと思います。

鈴木委員長

実はこれはコンクリートの壁ですよ。資料だと土壁と書いてあるんで、何かいかにも自然的なように見えるんだけど。これコンクリート壁でしょう。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

そうです。

鈴木委員長

だから、コンクリート壁がそのまま見えたら、やっぱりどう考えても2段にしようが3段にしようが圧迫感があります。もし土壁でそこで草木が生えるんだったら、圧迫感はかなり違うと思うんですけどね。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

すみません、事務局から度々申し訳ないです。先ほど景観を含めて地元とのやり取りがあったというお話でしたけど、例えば地元説明会の資料みたいなものに1段とその2段の比較みたいな図ですとか、フォトモンタージュのようなものを作られたりとかされていけば、まずそういったものを見たほうがよろしいかなと思ひまして、そういったものがあれば。

事業者  
岡田  
(JR東海)

地元説明の中でそういったものを提示していないので、ただ事柄として、1段だとかどうなんだろうみたいな話が地元から事前にありまして、2段にして少しでも減らしましたみたいな話を、地元と話をさせていただいて、それならいいかなみたいな形で、御地元には納得していただいたという経緯があるというレベルでございます。

ちょうど調整池のところが一番高くなっていて、そこで18mで、だんだん低くなっていくため、18mが続くわけではないんです。

ただ確かにそういった景観への配慮ができないかというのをちょっと考え、仰ることも分かるので、検討はしてみたいと思います。一部でも緑化ができる部分がないかだとか、そういったところも踏まえて、何かできないか、引き続き検討させていただきます。

鈴木委員長

佐々木委員、ございますか。

佐々木委員

もう一つ確認です。この土壁、コンクリート擁壁ですけど、垂直なんですか。垂直だったらものすごく圧迫感があるんですけど。

事業者  
岡田  
(JR東海)

イメージ図どおりほぼ垂直になります。

鈴木委員長

佐々木委員、垂直ということですけど。

佐々木委員

何か少しでも斜度をつけたほうが、圧迫感は軽減すると思うんですけど、

鈴木委員長

何かありますか。

事業者  
熊崎  
(JR東海)

JR東海で環境保全事務所の熊崎です。今いろいろと御意見いただいているこの斜面の部分なんですけど、もともとは、先ほどからお話があったように、1段の壁を造って計画をしておりました。こういった経緯としましては、1つにはなるべく改変範囲、平面の面積が必要なものですから、そこから改変範囲をなるべく抑えたいという思いもありまして、1段の壁で計画しておりましたが、皆さん仰るように、非常に圧迫感が強いということと、コンクリートの壁だということ、一部段切りをして、こういう2段構成をすることで、その間でどういった緑化だとか、対策ができるかということと、一番高い位置、これは資料1の25ページの上のところにもありますが、一部はできる限り斜面も作りたいということ、この黄緑で入れておりましたが、約3m位は一番上部ですね、のりを切って壁を造ってということ、できる限り、改変範囲を大きく広げない中で、極力、見た目が圧迫感のないように検討したというところでございます。

これ以上、法面を大きくしていくということは、範囲も非常に広がっていくものですから、そういったところでこういった段切りをして、なるべく見た目を収めるというような対策をしたというところで。

今、一番高い場所は、片側も急斜面になっておまして、もう片方、25ページの図の上のほうに行くにつれて、ぐっと斜面なものですから、高さがどんどん下がって行って、てっぺんの部分でほぼ道路と同じ高さになっていくという部分なものですから、そういったところを加味しながら、一部斜面もできる限り必要な平面積は確保しながら、改変範囲もできる限り収めてやっていく中で計画をしてきたという経緯でございまして。

2段のところの平面部分等で、どういった緑化ができるかということは、また検討していきたいと思っております。よろしくお願いたします。

鈴木委員長

佐々木委員、いかがですか。

佐々木委員

やはり垂直な擁壁か、あるいは少し斜度をつけるかとか、フォトモンタージュを幾つも用意していただいて、やはり圧迫感が少ない形を選んでいただきたいと思えます。

以上です。

鈴木委員長

今の要望をお願いできますかね。  
関連ですね。富樫委員、どうぞ。

富樫委員

今、コンクリート壁の圧迫感をどうするかが問題になってはいますが、最初に申し上げましたが、域外から発生土を持ってこなければ、そもそもこんな壁を造らなくてもいいわけです。ですから、そここのところまで織り込みで、地元にもちゃんと了解が得られているのかどうかも非常に気になります。

これが変電所造成という、そのタイトルだけで、もう仕方のないことだということ、話が進んでいるのか、あるいは、ここに110,000㎡もの土砂を外から持ってくる計画なんだというのは地元にもきちっと分かっているのか、その辺のところも含めて、環境保全の観点で合理的な設計を考えてほしいと思えます。

事業者  
岡田  
(JR東海)

ありがとうございます。対地元の話でございますが、この説明が先ほど申し上げました140,000㎡で110,000㎡がトンネルの土を使うだとか、そういった話で、最も改変範囲を少なく、かつ必要な変電所への面積の用地を確保するという面で、どうしても下がっているところなので、途中で切り盛り合わせたとしても、やっぱり法面ができた

りとか、改変範囲が大きくなってしまいうので、こういう形で擁壁を立てて、必要な造  
成は土を使って盛るのが一番効率的であろうという考えで計画を進めてきております  
し、その計画を地元にも御説明させていただいて、計画を進めているというところにな  
っているのは事実でございます。

鈴木委員長

佐々木委員の要望についてはいかがですか。

例えば、完成したらどのように見えるかというフォトモンタージュなどをよく出さ  
れて、今はそういうのが簡単にパソコンでできると思うんですけど。

というか、どう考えても18mが2段になっても、数mというか、10m近くのものが、  
道路のすぐそこですよ。壁が高い道路を通ると、ダンプだったら安心かもしれませんが、  
軽トラックとかだったら、いつ壊れてくるんだろうという圧迫感がすごくあると  
思うんですけど。

ですから、そういった様子が分かるようなものはお示しいただけませんか。

事業者

太田垣

(JR東海)

御意見については検討したいと思います。

鈴木委員長

検討というのは、普通何もしませんよということだと、残念ながら常識化していま  
すが、この場合の検討というのは、実際に前向きにやるという検討なんですよ。

事業者

太田垣

(JR東海)

前向きに検討させていただければと思います。

鈴木委員長

前向きということで、これも本当にぜひよろしく申し上げます。検討ばかりではな  
くて、きちんとその成果をお示しください。

どうぞ、北原委員、お願いします。

北原委員

この盛土は景観面でも、今非常に議論されていますけども、安定計算はきちんとや  
っているのでしょうか。

事業者

古谷

(JR東海)

J R東海の長野担当部長をしております古谷でございます。

盛土の構造物の安定性、安定計算はきちんとやっておりますので、こちらはこちら  
で、建設部の盛土条例の対象になりますので、建設部さんのほうできちんと指導をし  
てもらって、それから審査をしてもらうということになります。

北原委員

例えば飽和とか、そういう水の条件できちんとやってあるんでしょうね。

事業者

古谷

(JR東海)

はい。こちらは長野県建設部の盛土条例の技術基準に従って、今設計は進めており  
ますので、そこはきちんとされております。

北原委員

はい、分かりました。

委員長、もう一つ質問してよろしいでしょうか。

鈴木委員長

この件ですか、それとも別件。

北原委員

似たような件ですけども。

鈴木委員長

すぐ次に進みますけど、この件については、他どうでしょうか。

事業者  
古谷  
(JR東海)

先ほど委員長からありました、検討がどうという話なんですけれども、我々として、ちょっと口ごもった言い方をするのは、この環境保全計画書をもう公表して、当社のホームページにも当然載せているわけなんですね。公表する前にきちんと地元で御説明をして、地元の御了解を得ていますし、これは豊丘村ですので、豊丘村の対策委員会でもきちんと説明をして、御了解をいただいた上で進めてきております。

それを踏まえて、環境保全計画を、今回は更新という形で、当社のホームページにも既に掲載をしているというものであります。

そういった状況で、先生方から頂いた御意見をすぐに反映するという事はなかなか難しいというところがありますので、反映したものをどのように公表していくかという問題もありますので、頂いた御意見、例えば先ほどあったフォトモンタージュの話とかですね、その出し方について、当然フォトモンタージュは作りますので、その出し方、例えば技術委員会の中で先生方に見てもらおうという形にするのか、それとも、既に公表してホームページに載せている保全計画をまた改めて更新し直すのか、そういったやり方について検討させていただきたい、そういう意味でございます。

鈴木委員長

分かりました。ただ、「公表してしまったから、できない」と言われてしまうと、この委員会の意味が全くないわけですよ。だから、公表いただいたんだけど、この場で皆さんからいろいろお聞きすると、その部分が不足ではないかとか、ここはこうした方がいいのではないかという専門的な意見が出るわけですよ。ですから、それについては当然、事業者側では対応いただかなければならないという仕組みだと思うんですけども、ただ、公表してしまったからもう駄目ですというのは、全くおかしい話だと思いますので、ぜひ、本当に前向きとか言うのではなくて、具体的に我々に報告いただきたいと思います。

事業者  
古谷  
(JR東海)

承知いたしました。

鈴木委員長

この件についてはよろしいですか。  
北原委員、お願いします。

北原委員

今の件と少し関係しているんですけども、この変電所の敷地の南側の場知沢川沿いの崩壊跡地が、色々な地形が見えているんですけども、ここはきちんと調査されているんでしょうか。

送電線のすぐ下の辺りですね、25ページでもよろしいですし、詳細な地図でしたら13ページでも14ページでもいいですけども、場知沢川と変電所の敷地の間が、近年崩れたような跡が見えてますね。これはきちんと調べられているんでしょうか。

鈴木委員長

いかがですか。確かにこれは素人が見ても明らかに崩れた跡ですね。

北原委員

ここは恐らく、ボーリングの結果が後から出てきましたけども、粘性土が表面を覆っていますね。そういうものの地滑り的な崩壊ではないかと思うんですけども。

8ページに、上空から撮った写真がありますね。これを見ても、はげた部分が何か所もございます。それを見ても、植生がなくなっただけの部分があるということは、比較的最近、あるいはまだ今でも少しずつ動いている可能性があると思うんですよ。

ここはきちんと調べておかないと、これから表土を改変するわけですから、切り盛りしてそれからまた掘削土をここに盛土するわけですから、かなり供給面での水の水路なんかが変わってしまうわけですね。そうしますと、ここが拡大崩壊する可能性があるわけです。

さらに、さっき言った盛土を最大で18mということがありましたけれども、このようなことをすると、この崩壊地の跡地の左側ですね、12ページで見ても、左側の調整池から下に送水管か何かが行きますけど、その間も崩れてしまう可能性があるわけですね。ですから、水処理はかなり慎重にやらないとまずいと思うんですよ。それをやらないと、崩壊して土石流となって下流側が被災する可能性があります。壬生沢川沿いの民家なんかも危険になってしまう可能性もあると思うんですよ。

ですから、この表流水の処理と、それから給水管か何かで現地形の表面の水を取るような形で、地下排水にしていますけれども、それだけで大丈夫なのかという気がします。この辺はきちんと対応しないと、災害を招きかねないので、きちんとやっていただきたいと思います。

それに加えて、先ほどの盛土の件ですけども、コンクリートの擁壁をしようと言っていましたけれども、この表面が粘土質な土なものですから、それをやると、この小さな地形の表面の表土の変化が起きてしまう可能性があるわけです。そうしますと、クラックもいくかもしれませぬし、傾いちゃったりする。それが崩壊のをきっかけにもなるわけですね。

ですから、ここの擁壁工及び排水関係は、それこそきちんとやっていかないと、大変なことになる可能性があるということです。この辺はきちんと対応する予定なんですよ。いかがでしょうか。

鈴木委員長

調査もされたのかどうかと、今の対策についてはいかがですか。

事業者  
布施谷  
(JR東海)

JR東海の布施谷と申します。まず調査につきましては、こちらの変電所の造成計画地及び周辺につきましては、踏査ですとかあとは地質調査、ボーリングなどを行って、地質また地形については確認しております。

また、今、先生方から御懸念いただきました件もありますので、施工期間中も、こういった周囲につきましてはしっかりと監視しながら、施工を進めていく所存でございます。

あと排水につきましても、しっかりと13ページ、14ページに示しておりますとおり、表面排水ですとか地下排水を設けて、施工を進めていくといったことで工事のほうは計画を進めてまいります。

鈴木委員長

ですから、具体的に南側で、地滑りの影響が、この計画地には全く影響しないという結果が出ているんですか。

今の調査しましたということだけで、例えばそれが影響があるのかないのかという答えはお聞きしてないんですけど。

北原委員

恐らく、この地表水と、それから地下排水ですね、これだけでは足りないのではないのかなと。それから、18mの擁壁ですね、これ、大丈夫なのかなと、変形が生じないのかなと、非常に危惧しております。

鈴木委員長

これは梅崎委員、専門に近いと思うんですけど、いかがですか。

梅崎委員

補強の壁については、先ほどコンクリートパネルと申されましたけど、コンクリートパネルの方がしっかりしますけど、幾つかの方法がありますし、植栽についても幾つかの方法がありますので、それは技術的な検討だと思います。

今、北原委員が仰られたのは、この南側の敷地外のところが地滑り地形なのかどうかという御指摘だと思うのですが。その滑り面がどこに来ているかということなんですよね。

結局、この上の荷重がそこに影響を及ぼすかということの懸念だと思います。なかなか滑り面の特定は難しいんですけど、そこは踏査とか、場合によってはボーリングなどを行う必要があります。要するに盛土の中の安定計算の他に、地山の方の安定計算もやられたらどうかという意見であると私はお聞きしました。

技術的にはできますが、その地形の地滑りについては、なかなか不明確なところもあるので、そこは慎重にというのが、いつも工事のときには重要なことになります。

鈴木委員長

ということなんですけどね。  
北原委員、いかがでしょうか。

北原委員

ここは、明確な地滑り崩壊の跡地ですよ。先ほど8ページに写真もありましたけれども、植生のない土がむき出しのところが何か所かあるわけですね。これはだから、比較的最近、あるいは動いているか何かの兆候だと思います。ですから、ここはきちんと調べてもらわないとまずいと思います。

そもそも、この場知沢川の場合というのは、崖とか崩壊という意味なんですよね。そういう沢の名前が昔から付けられてるということは、ここはそういう地形だったんです。

鈴木委員長

いかがですか。

事業者  
布施谷  
(JR東海)

今御意見、御懸念事項を頂きましたので、これは施工期間中も、今御指摘いただいた地滑り地形に見える箇所の監視をしっかりと継続しながら、施工を進めてまいりたいと思います。

鈴木委員長

施工もそうですけど、完成後もずっときちんと見てもらわないと、当然ながら変電所をずっとJR東海で運用されるわけでしょうから、当然それをやられるんですけど、何て言うんですかね、モニタリングというのか、土の安定性については、きちんと造成後も。

事業者  
布施谷  
(JR東海)

仰るとおり、ここの変電所、未来永劫にわたってJRでリニアの運行に非常に重要な設備になりますので、こういったところを危険箇所というか、注意箇所というところで引き継いだ上で、維持管理、あと定期的な観察、監視、保守を適宜行いながら、維持管理を確実にやっていきたいと思っています。

鈴木委員長

よろしくをお願いします。  
北原委員、よろしいですか。

北原委員

これは慎重にやっていただきたいと思います。

鈴木委員長

JRさん、よろしくをお願いします。  
他、いかがですか。

森川委員

簡単な質問というかコメントですけれども、資料1の27ページに、きっちり車両の運行を書いていたんですが、きっちり書きすぎていて、資材及び機械の運搬とだけなっておりますので、発生土の運搬のほうが実は頻度も高いわけですので、そこは忘れないで入れていただければと思いました。

あともう一点、タイヤ洗浄機、とても立派なものが書かれているのですが、粉塵を抑えるためにはタイヤ洗浄が重要ですが、このページではなくもっと前のところで、ここでは外来種をばらまいたりするのを防ぐということで書かれておりますよね。この落とした洗浄水は何かの処理をなさるのでしょうか。

何かやっていますという感じで出されているようにも見えてしまって、きちんと外来種がまかれなような措置をするということであれば、そういう処理も考えておられるのか、教えていただければと思います。

以上です。

鈴木委員長

2点あったかと思いますが、いかがでしょうか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

御意見ありがとうございます。まず、用語として、資材及び機械の運搬に用いる車両と書いてございますけれども、この資材の中には、発生土も含まれておりますので、発生土も含めた運搬に関わる環境保全措置として考えております。

それから、タイヤ洗浄機でございますけれども、この変電所造成のところで使う洗浄機は、乾式のものでございますので、洗浄水を使うわけではないのですが、施工ヤード全体の排水については、最後は沈砂池を設けて、そこで沈砂させてから放流する計画で考えております。

タイヤ洗浄機は外来種の抑制だけではなくて、粉塵対策としても考えてございます。

森川委員

分かりました。そうすると、乾式ということですけど、出てきた粉塵みたいなものは、何か一定の処理をなさるといふことでよろしいですか。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

ヤードの排水を最後、流末のところで沈砂池を設けて、工事排水を適切に処理していくという考えでございます。

森川委員

分かりました。ありがとうございます。

鈴木委員長

ちょっとまた私から申し訳ないです。表現の仕方なんですけど、今、資材及び機械の箇所では発生土が入っていないと森川委員が仰ったのは、19ページを見ると、発生土の色と資機材の色が違うんですね。そうすると、この資機材というのは、発生土は入っていないとしか読めないんですよ。

だからこれ、言葉だけで今言われていますけども、文章を読むと、発生土は入っていないことになってしまうんですね。だから、それはいくら何でも直してもらえないと困りますね。

事業者  
太田垣  
(JR東海)

御意見ありがとうございます。もともとこの環境保全措置というのは、平成26年に環境影響評価書を作成したときの工事の影響要因に、この「資材及び機械の運搬に用いる車両の運行」という言葉を使っておりましたので、その言葉がそのまま来ているところです。

その中で、具体的に工事の内容を説明したりだとか、あるいは環境保全措置の計画をするに当たって、資材の運搬と、発生土の運搬がそれぞれどうなんだということを説明したほうが分かりやすいだろうということで、後で発生土の運搬という言葉を入れてきているという経緯がございます。

ここはもともとの評価書の環境保全措置の項目に合わせて書いているというのが事情でございます。

鈴木委員長	事情は分かりますけども、補足ですよ。 事務局、どうぞ。
事務局 中島 (県環境政策課)	今お話があったとおり、評価書までの手続の中では、こういう記載であったのですが、知事意見を受けて、発生土置き場について、今回のように逐次、環境保全の計画とセットで、報告書を出していただくということになって、こういった形で個別に審議が続いてるのですけれども、アセス本体の審議のときは発生土が発生するということは分かっておったのですが、具体的な発生土置き場の場所等々、当時は未定でしたので、評価書では明確に発生土というような記載ではなかったのかなと考えております。実態に合わせて、評価書の記載はもう決まったもので現に出ているのですけれども、個々の発生土置き場等については、そこを全くいじれないということではないです。その辺りも含めて適切な記載を検討いただければと思います。 以上です。
事業者 太田垣 (JR東海)	御意見ありがとうございます。少なくとも説明するスライドにおいては、分かりやすく説明できるようなスライドを、今後は準備していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
鈴木委員長	よろしく願います。他、いかがでしょうか。 大窪委員、願います。
大窪委員	スライドの28ページなんですけれども、事後調査及びモニタリングについての動物、植物については、調査項目が「河川の周辺に生育・生息する重要種」のみとなっておりますが、実際はそうでもないと思うんですけれども、ここはこの表現については、なぜこうなっているのか、教えていただきたいと思っております。
事業者 太田垣 (JR東海)	御質問ありがとうございます。動物・植物の事後調査、モニタリングにつきましては、対象となる種があった場合には、その種に対して記載をしているところでございます。
大窪委員	例えば、環境保全措置を実際に行っていた植物種については、必ずしも水生植物以外の種も取り扱っていただいているので、表現をもう少し幅を利かせて示されたほうがよいと思っておりますが、いかがでしょうか。
事業者 太田垣 (JR東海)	申し訳ございません。今回、スライドとして用意させていただいたのは、モニタリング実施内容の表のみを御説明させていただいております。 ただ、環境保全計画書本編につきましては、84ページの表4-1に事後調査の実施内容ということで、こちらのほうで重要な種の移植・播種等を行った場合には、その状況について事後調査を行ってまいるという記載をしております。 今回、豊丘変電所を追加したときに、豊丘変電所では、特段そういう移植・播種等の保全措置を講じる種がなかったものですから、説明を割愛させていただいた次第でございます。
鈴木委員長	大窪委員、よろしいですか。
大窪委員	分かりました。今回は該当する種がなかったということですか。
事業者 太田垣	そのとおりでございます。

(JR東海)

大窪委員

その対象種を、河川の周辺をハビタットとする種に限っているからということですか。

事業者

太田垣

(JR東海)

一方で、先ほど御指摘いただいた河川の周辺に生息・生育する重要種につきましては、これは平成26年の環境影響評価書のときのモニタリングの項目として挙げさせていただいているんですけども、トンネルの掘削を行いますので、トンネルの掘削を行ったときに、トンネルの上部の河川についても、一帯の動物・植物の調査をさせていただいております、それらの種について、今後どういう対応していくかということについて、もしトンネルの掘削によって、トンネル上部の河川の減水の兆候が見られた場所については、そのときにはもう一度、動物・植物の調査を行っていきますという趣旨で、環境影響評価書のときから、こういうふうにやりますということを書いて、そのまま継続しているというものでございます。

大窪委員

分かりました。それで、事後調査を行った以前の報告書の内容を確認してるんですけども、移植した先での事後調査の繁殖の状況について、植物の結実性のみを結果として評価されているので、それだけではなくて、個体群がちゃんと更新しているという、幼個体の発芽がきちんと確認されたとか、幼個体が確認されているというところも、きちんと結果として見せていただきたいと思います。よろしく願います。意見でした。

事業者

太田垣

(JR東海)

御意見は承ります。今回は対象ではないかと思えますけれども、今後の御意見として承りました。

大窪委員

分かりました。改訂版ができるのであれば、過去に戻りますけれども、そのようなところを修正して改訂していただければ、ありがたいなと思います。

事業者

太田垣

(JR東海)

過去それぞれの工区で行った動物・植物の移植等の保全措置につきましては、毎年毎年、年に一度取りまとめた年次報告というので、その結果については報告させていただいておりますので、その記載の仕方について御意見も参考にさせていただければと思います。

大窪委員

よろしく願います。以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。他にございますか。よろしいでしょうか。  
特に御発言もないようですので、議事(1)の審議は、ここまでとさせていただきます。  
それでは、次に議事(2)の事後調査報告について審議したいと思います。  
本日は4件の報告について審議しますので、1件ずつに分けて審議したいと思います。  
それでは、事務局からの資料説明に続いて、資料2について説明をお願いします。

事務局

中島

(県環境政策課)

それでは、議事(2)の資料について説明いたします。  
資料の2、3、4-1、それから資料の5が、いずれも事後調査報告書に関する資料で、それぞれA4、1枚に概要をまとめてございます。事前に送付した事後調査報告書そのものも適宜御参照いただければと存じます。  
会場の委員のお手元にはグリーンの紙ファイルに事後調査報告書本体と一緒に綴じ

て一式お配りしております。オンライン参加の皆様は、以前送付した電子データを適宜御参照ください。

なお、FSPS佐久市八風太陽光発電所事業につきましては資料4-1の他に、資料4-2をお配りしております。この資料4-2ですが、事業実施区域において、今年度新たに希少猛禽類の営巣が確認されたことから、その対応方針について事業者が取りまとめたものでございます。

本日の審議を踏まえて今後対応した結果については、令和5年度の年次報告書として、来年度提出されることとなります。

なお、希少猛禽類の営巣場所等の非公開情報が記載されておりますので、資料4-2の取扱いには、御留意くださるようお願いいたします。

それから、事後調査報告書につきましては、先月の第1回の専門委員会でも申しましたが、環境保全の見地からの御意見を募集しておりまして、佐久市北佐久郡環境施設組合、資料5ですが、について1件の意見が寄せられていたという状況でございます。

繰り返しになりますが、事後調査報告について特段の定めはないんですが、本日の議論で御意見頂戴しまして、市町村長の意見、それから先ほど1件と紹介しましたが、環境保全のために寄せられた意見を踏まえて、事業者措置を講ずるよう求めていきたいと存じますので、本日の議論で意見を頂ければと存じます。よろしくお願いいたします。

鈴木委員長

ありがとうございます。それでは、順次進めてまいりたいと思います。

最初に、資料2の長野広域連合A焼却施設建設事業に係る令和4年度の事後調査報告書の説明を、事業者の皆さん、よろしくお願いいたします。

事業者  
山崎  
(長野広域連  
合)

長野広域連合環境推進課の山崎と申します。本日はよろしくお願いいたします。

本日は当連合で整備事業を実施しました2つの焼却施設の事後報告につきまして、説明させていただきます。

まずA焼却施設からということで、お手元の資料2につきまして、「長野広域連合A焼却施設建設事業に係る令和4年度事後調査報告書の概要について」を御覧いただければと思います。

事業の概要は、当連合が長野市松岡に一般廃棄物の焼却施設を整備したものでございまして、処理能力は405t/日、長野県環境影響評価条例に関しましては、第一種事業のごみ焼却施設に該当し、関係地域は長野市となっております。

事業の経過は、平成20年以降、事業着手までに環境影響評価方法書、準備書、評価書のそれぞれの手続を経まして、平成28年に事業着手いたしました。

平成31年に整備事業が完了しまして、同年から稼働を開始しております。

事後調査報告書の概要についてですが、平成31年の稼働開始後に元号が変わりまして、令和元年10月の東日本台風により、長野広域連合管内でも多くの被災が見られました。幸いA焼却施設自体は直接的な影響がございましたが、長野市内で千曲川堤防が破堤したことにより発生しました廃棄物を中心に、災害廃棄物の受入れ対応を稼働初年度から担うこととなりました。こちらの災害廃棄物の処理につきましては、令和3年度の途中まで継続しておりました。

このような経緯がございまして、稼働初年度からの災害廃棄物対応というイレギュラーな処理をさせていただいておりました関係上、稼働中の事後調査につきましては、令和4年度に実施したという経過でございます。

この調査時期の変更、対応につきましては、通常状態に戻った後に事後調査を実施し報告させていただくということで、令和2年度の技術委員会の中でも御承知いただいていたところでございます。

調査結果の「大気質」、「騒音」、「振動」、「低周波」につきましては、各調査地点で

それぞれの項目について調査を行い、いずれも環境保全に関する目標を満足しております。

このうち「騒音」につきましては、一部測定予測結果を上回る数値が出ているものの、施設停止中の測定結果であり、外的要因が考えられることから、施設の環境保全目標については影響しないと評価したものです。

紙面の裏面を御覧いただきまして、こちらは「悪臭」、「水象」、「景観」、「触れ合い活動の場」につきましても、環境保全に関する目標を満足しております。

このうち「悪臭」につきましては、一部予測結果を上回る数値が出ているものの、風向等による外的要因が考えられることから、施設の環境保全目標については影響しないものと評価したものでございます。

それでは、事後調査報告書につきまして、担当のほうから説明させていただきます。

事業者  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

それでは、事後調査報告書の内容についてお話申し上げます。

今御覧いただいた資料2を御覧いただければと思います。

(3) 番の事後調査報告書の概要を見ながら聞いていただければと思います。

まず、「大気質」でございます。

二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、ダイオキシン類、塩化水素、この項目につきまして、対象事業実施区域の周辺の4地点で調査を行いました。それぞれ春、夏、秋、冬の各7日間、調査を行ったということでございます。

その結果、先ほどもお話ありましたように、評価書の予測結果を全て下回った数字となっております。大気環境基準を参考にしました環境保全目標は、全ての項目で満足したという結果になっております。

続きまして、「騒音」に参ります。

「騒音」につきましては、近接民家付近と西側の敷地境界の2地点で調査を実施いたしました。近接民家付近は総合騒音、西側敷地境界は工場騒音の扱いで行っております。それぞれ稼働時と停止時に調査を行っております。

こちらにも書いてありますように、予測結果との比較を行った場合に、近接民家付近の総合騒音については、予測結果を下回りまして、当然、環境保全目標をクリアしたという結果になってございます。それに対して西側敷地境界の工場騒音につきましては、数字的には上回ったところがございます。これは施設の停止時の夕方の時間区分になりますけれども、その時間帯は、近くの堤防道路の交通量が多くて、なかなか途切れない状態でありまして、施設そのものの稼働音と言いますよりは、道路交通騒音の影響を受けてしまった数字となっております。その結果、上回った数字が出ておりますけれども、施設の停止時でもありまして、これは環境保全目標を満足したという判断にしております。

「振動」と「低周波音」につきましては、騒音と同様の調査を行っております。同じ日に同じ地点で調査を行っております。こちらは事後調査報告書に詳しく書きましたけれども、予測結果は全て下回っておりますし、環境保全目標も満足しております。

次のページを御覧ください。「悪臭」につきましてはです。

先ほども少しお話ありましたけれども、まず、煙突排ガスの影響につきましては、下記に4地点で、朝昼夜の3回調査を行っております。そのうち4地点中の1地点、St.8という部分で、臭気指数が12になりました。これは予測結果を上回る数字ではありませんけれども、風向法則を検討した結果、排ガスに伴う影響ではないと判断しております。その内容につきましては、このSt.8と言いますのは、対象施設の南西側の約1.3kmの距離にある場所でありまして、南西側にあるために、北東の風で焼却施設の風下になるという位置関係になってございます。事後調査報告書でいきますと、39ページになりますので、御覧いただければと思います。左下のところにSt.8というの

がありまして、北東の風で風下になるという状況でありました。それに対して、現場の風向は北北西ですね。左上から吹いてくる風、あるいは長野気象台のその同じ時間帯の風向を見ますと、西南西ということになっておりまして、いずれにしても風下になるような状況ではございませんでした。ですので、焼却施設由来の影響ではないと判断しております。

それから、施設からの悪臭の漏えいにつきましては、特定悪臭物質については、全ての調査地点で環境保全目標に関する目標を満足しております。

臭気指数については、4地点中の1地点で14という数字が出ております。こちらは、西側の敷地境界でございまして、昼の時間帯、昼に川辺の草の臭いという臭いの質でもって14という数字が出ております。そのために施設の影響ではなかろうということも考えまして、別の日に再測定したところ、やはり10未満となりまして、施設の稼働による影響ではないと判断されております。

続きまして、「水象」についてです。

対象事業実施区域とその周辺において、地下水位の連続観測を行いました。1地点、St.4という場所でございますが、事後調査報告書でいきますと49ページにございます。St.4は左上、北西の少し離れたところの民家の井戸になりますけれども、そちらにおいて、評価書のときですとか、工事中の結果よりも、若干水位が低い傾向にございました。

ただ、この井戸は現在使用されておらず、地下水利用への影響はないと判断されました。

「景観」につきましては、景観資源及び構成要素、それから主要な景観について、繁茂期と落葉期、夏と冬ですが、7地点の調査を実施しました。

施設の建設の高さが予測の条件よりも低かったこと、それから外観の色彩等への配慮によって、建物の大きさの印象が緩和されているという結果でございます。

また色彩を検討することで、旧施設と比較して、煙突による影響、煙突の印象が小さくなっておりまして、繁茂期、落葉期のいずれについても、施設による景観への影響は小さいと判断されました。

「触れ合い活動の場」につきましては、対象の資源ですとか、利用環境の快適性・アクセスについて、春と夏に調査を行いました。この調査の3地点には、犀川の右岸側、それから左岸側、五輪大橋ということございまして、事後調査報告書の72ページにお示してございます。

評価書の現地調査の時点では、犀川の河川敷におけるバードウォッチングですとか釣りが観察されておりますけれども、令和2年10月の台風の影響もあって、河原の状況が全く変わっておりまして、そういった利用は2回の調査では全く見られませんでした。ですけれども、多くの利用者が観察されたということでございます。

さらに、廃棄物の搬入車両の通行によるアクセスの影響も確認されておりませんので、環境保全目標を満足したと評価しております。

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。ただいま御説明いただきました長野広域連合A焼却施設の事後調査報告書でございますが、これについて、委員の皆様、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。

富樫委員、お願いします。

富樫委員

先ほどの水象の御説明で、49ページにあるSt.4の部分ですけども、これが53ページのグラフを見ますと、本当に6月から翌年の5月にかけてずっと50cmとかそのぐらい、工事中の水位に比べてさらに低くなっているということですね。他の地点はほとんど変わらないのに、ここだけ低下していて、これは理解に苦しむ部分だと思うんですけども、その結果についての書き方が、50ページに、このSt.4については、地下水位が低

い傾向があったが、使用されていないため影響が見られなかったという結果になっています。しかし、St. 4というのは、この地域の代表的な観測結果として測っているものだと思います。本当にこのSt. 4が、この施設の存在のために地下水位が低下したのであれば、この周辺地域の地下水位が下がっているということになってしまいますので、そうすると、影響がないとも言えないわけです。たまたまこの井戸は使ってないから影響はないということですが、この場合については、この施設による影響なのかどうか不明であるというぐらいまでしか、分からないのではないかと思いますので、いかがでしょうか。

事業者  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

ありがとうございます。仰るとおりだと思います。確かに、St. 4を代表として見た場合には、その周辺に影響が出ている出ていないという部分は、御指摘のとおりあるかと思えます。

また、御指摘いただいたように、施設の影響ではないだろうというふうには想定されます。施設から遠い場所でございますので、そこまでは確かに書けるというか、判断される場所だと思います。

富樫委員

St. 4の周辺のところから、例えば井戸が使いなくなったとか、そういう苦情が来ているとか、そういうことは今のところないわけでしょうか。

事業者  
山崎  
(長野広域連  
合)

施設の周辺地域の井戸ですとか、そういったところから何か使いなくなっているとか、そういった情報は入ってきておりません。

富樫委員

そういうことでしたら、やはりここについては、こういうデータになっているけども、原因は不明だと解釈するというか、評価するのが適切ではないかと私は思います。

鈴木委員長

よろしいですね、お願いします。

他にございますか。

森川委員

事後調査、ありがとうございます。大気質なんですけれども、環境基準の値と比較されていて、予測時よりも大分少なくなったような書き方をされているんですが、もしその理由とかが分かれば書いていただければよかったかなと思います。

例えばバックグラウンド濃度がだいぶ下がっていたので、よかったとか、もし分かればというところをお願いしたいのが一つと、これはもしかしたら県の方に聞かないと分からないかもしれないのですが、悪臭は大丈夫だったということですが、こういう施設が稼働したときに、悪臭は割といつ起きるか分からないというのはあるので、住民の方から苦情などがあったかどうかを教えていただきたいです。

以上です。

鈴木委員長

2点、よろしくお願いします。どちらが先でも構いません。

事業者  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

ありがとうございます。大気質の結果が低かった理由について、ここには実はきちんと書いておりませんが、検討しております。評価書の予測時に使ったバックグラウンド濃度よりも、今回の事後調査で測定をした現場の濃度のほうがさらに低かったという状況でございます。

その原因については、判然としないということでありましたけれども、バックグラウンド濃度全体が下がったせいで、焼却施設の影響が多少入っているにしても、下

がったものだろうと考えております。

事業者  
山崎  
(長野広域連  
合)

悪臭に関しまして、周辺地域の方から何か苦情等がなかったかという御質問でしたが、悪臭にかかわらず、今回調査させていただきました振動ですとか騒音等を含めて、今回の建設に伴って、何か関係地域の住民の方からの苦情という形で寄せられたということはございません。

森川委員

うまく稼働しているようで安心しました。ありがとうございました。

鈴木委員長

他にございますか。  
陸委員、お願いします。

陸委員

触れ合い活動の場のところ、72ページから75ページですね。しっかり調査していただいて、よかったかなと思いますけれども、この数字が出ていますけれども、予測結果と事後調査との比較よりも、事前調査の結果と、この事後調査の結果を比べていただいて、並べていただいて、それで影響がどの程度かというふうに書いていただいたほうが分かりやすいかなと思うんですけど、前の調査結果はお持ちでしょうか。

事業者  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

ありがとうございます。前の調査結果と言いますのは、評価書のときの現地調査の結果ということですね。それは評価書のほうに掲載してありまして、今口頭で言うのは難しいところでございますが、実際にはここには載せておりませんが、比較は行っております。

ただ、比較を載せなかった理由としまして、調査時期が夏の暑い盛りの平日の1日だけしか評価書のときにやっておりますんで、今回の事後調査は、利用も多いたろう時期、夏休みの時期と、それからゴールデンウィークの時期ということでやっております。

ですので、結果としては評価書の現地調査時の結果よりも大分人数が多いという結果は出ておりますが、なかなかそれをそのまま比較するのは、適切ではないかと思ひまして、今回は割愛させていただきました。

陸委員

了解しました。そうすると、正確には、同じ調査ではなかったので比較がなかなかできないということですね。そうすると、影響が本当にあったのかなかったのかということは、言いにくい調査結果になっているんだろうと思うので、影響ありませんでしたということではなく、同じ調査ではなかったので、正確に比較できないけれども、大きな改変等はないので影響は少ないと考えられる、ぐらいの表現がいいのではないかという気がいたします。

鈴木委員長

よろしいですか。ありがとうございます。  
他にございませんか。梅崎委員、お願いします。

梅崎委員

ちょっと繰り返しになりますが、先ほど富樫委員から御質問の53ページのSt. 4の地下水水位の変動ですけれども、理由は分からないんですが、St. 4だけ下がっているということなんですが、これ、今も続けてモニタリングされてると思うんですけども、今の水位はどのような状況なんでしょうか。してないんですか。

事業者  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

モニタリングは継続しておりません。

梅崎委員	<p>何かこういうことがあったら継続して少し期間を延ばすとか、少し柔軟にやっていただければというのも今日お願いしたいと思います。</p> <p>工事中と供用後の雨量が随分違うんで、ここの地点だけそれにすぐ反応して、1年かけてゆっくり平均化しているように見えますけども、結局その後どうなったのかということが分かれば、それほど懸念はないので、数か月でもあるといいですので、もしよければ続けていければ、先ほどの周りの影響とかもありますし、そこがまだ下がっているようでしたら、何か対策も必要な場合もあるかもしれないので、臨機応変にやっていただければと思います。</p>
鈴木委員長	<p>終わってしまった後、そういう要求はできるんですかね。</p>
<p>事務局 中島 (県環境政策課)</p>	<p>事後調査計画の変更ですとか、手続上、どういう整理をするのかというのはさておき、事業者が可能であれば、補足的に測定いただくということは非常に重要なことだと思いますので、この場で即答できないと思うんですけど、御検討いただければということで、よろしいですか。</p>
<p>事業者 山崎 (長野広域連合)</p>	<p>はい。</p>
<p>事務局 中島 (県環境政策課)</p>	<p>そもそもこの井戸は使っていないということですけど、井戸自体は、測定はもうできなくなってしまっているということなんでしょうか。</p>
<p>事業者 味澤 (株式会社環境技術センター)</p>	<p>井戸自体は今でもございます。ただ使っていないという状況です。</p>
鈴木委員長	<p>じゃあ、検討いただけるということでよろしいですね。検討した結果できませんでしたというのももちろん答えとしてはあるわけですけど。</p>
<p>事業者 山崎 (長野広域連合)</p>	<p>検討させていただきたいと思います。</p>
鈴木委員長	<p>他ございますか。よろしいでしょうか。 では、引き続きまして、B焼却施設について御説明をお願いします。</p>
<p>事業者 山崎 (長野広域連合)</p>	<p>続きまして、お手元の右上に、資料3と書かれました「長野広域連合B焼却施設建設事業に係る令和4年度事故調査報告書の概要」について御覧いただきたいと思ます。</p> <p>事業の概要は、当連合が千曲市屋代に、一般廃棄物の焼却施設を整備したものでございまして、処理能力は100t/日、長野県環境影響評価条例に関しましては、第一種事業のごみ処理焼却施設に該当しまして、関係地域は長野市及び千曲市となっております。</p>

事業の経過は、平成24年以降事業着手までに、環境影響評価方法書、準備書、評価書のそれぞれの手続を経まして、令和元年に事業着手をいたしました。

令和4年に整備事業が完了しまして、同年から稼働を開始しております。

報告書の概要につきましてですが、令和4年度は存在・供用時における景観調査を実施しております。繁茂期及び落葉期に、各予測地点で調査を行いました。建屋の造形や配色に配慮した設計施工としたことにより、いずれも予測結果と比較して建物の印象が緩和されておまして、環境保全目標を満足したと評価しております。

それでは、事後調査報告書につきまして、担当のほうから説明させていただきます。

事業者  
味澤  
(株式会社環境  
技術センター)

まず、景観の調査地点を御覧いただきたいと思います。事後調査報告書の7ページを御覧ください。

7ページに図面が載っております。8か所の調査地点をお示ししてございます。一番遠いところが、左の下の区画に書いてあります姥捨の棚田ということで、それぞれ現地の調査を行いました。予測結果と比較をしたということでございます。

それから、15ページを御覧ください。評価書の予測条件と実際の施設の形状の比較を行っております。御覧いただいておりますように、煙突以外の施設の建屋の高さがかなり抑えられているということでございます。その分、横幅は少し広がっておりますけれども、低くなっているということでございます。

それから、予測時には詳細が決まっておきませんので、ただのプレーンなグレーの施設ということで設定しておりますが、実際の施設の形状は、絵で御覧になるとおりでありまして、かなり複雑なテクスチャーが張り付けられたような施設になってございます。

その調査結果でございますが、18ページから33ページに、ずっと調査地点ごとの比較を実施しております。例えば、19ページを御覧ください。19ページにはNo.1の千曲川サイクリングロードの北側から眺望した状況をお示してございます。

一番上の写真が施設の建設前の状況、真ん中の写真が評価書の予測結果、一番下の写真が実際にできた後の写真ということでございます。

御覧いただいておりますように、施設の平面配置が違っておきますので、煙突の位置も違っておきますけれども、建屋の高さが低くなったことによって目立ちにくくなっているということ、それから壁の色がついていることによって、施設の大きさとか平面性が緩和されているというようなことが読み取れるかと思っております。

同じようにそれぞれの地点でそれぞれ比較検討した結果、やはり対策の結果、違和感が少なくなっておりまして、環境保全目標を満足したと評価しております。

以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。ただいま御説明いただきましたB焼却施設につきまして、委員の皆様、御質問、御意見ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。お願いします。

佐々木委員

この地点からの観測、これはそのとおりで、ボリュームを下げた壁面なんかを分析して色をつけて、印象を和らげたというのは分かりました。そのとおりになったかと思っております。

ただ、27ページの国道18号沿線からの眺望なんですけど、ここからはこのように見えなくなっているのですが、実はこの奥に団地がありますよね。団地の向こうに鉄道が走っていて、その向こうにこの焼却施設なわけです。間に鉄道が走っているから、あそこから離れている意識が、住宅地の住民にとって分かるからまだいいんですけど、私、前に言ったのですが、その向こう側、施設側の広場に木を植えてほしい。最初、高木と言ったのが、高木が何か制約があって駄目なのか、中木が欲しいと言ったんで

すが、それはどうなったのでしょうか。つまり、鉄道で向こうに施設があるだけでなく、その間に木など何かあるほうが、住民の方にとって、より景観的に、要するに見た目ですけど、あそこはちょっと距離があり違うという印象を受けるわけです。その辺の植栽はどうなったのでしょうか。

事業者  
山崎  
(長野広域連  
合)

ありがとうございます。確かに施設と県営団地の間に多目的広場がございまして、そちらのほうで、植栽につきましては、設置というか、中木は施工させていただいております。ただ、位置関係的に団地の中から見て、どのように映るかというところまでは、私どもで確認はしていないのですけれども、多目的広場の中に植栽を植えるということ自体は、中木ということで対応はさせていただいております。

佐々木委員

たしか高木が、しなの鉄道から、列車の運行に支障があっては困るというクレームを受けてという説明は、このとき聞いたんですけど、多目的広場はちょっと線路から離れたところで、中木だったら、そういったクレームはないはずですから、ぜひそれを行って、住んでる方にとって、こういった住宅地、見える場所と見えない場所があるでしょうけど、見える場所からでも、距離感を演出的できるような姿になったらよりいいと思いますので、よろしく願いいたします。  
以上です。

鈴木委員長

ありがとうございます。他にございますか。よろしいでしょうか。  
なければ、長野広域連合さんの事後調査については以上とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(事業者、入れ替わり)

鈴木委員長

それでは次に、資料4-1、資料4-2についての審議に入りますが、さきほど事務局から資料4-2には非公開情報が含まれていると説明がありました。希少猛禽類についての対応に関する内容でありますので、資料4-1と資料4-2を分け、資料4-1について公開で審議した後、資料4-2の審議は非公開で行いたいと思いますが、中村委員、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

中村委員

結構です。

鈴木委員長

それではそのように進めてまいりたいと思います。  
今日は、傍聴者も報道もおりませんが、形としてはそうですよね。

事務局  
中島

もし傍聴者が来たら、そのように事務局で取り扱いたいと思います。

鈴木委員長

それでは事業者の方からご説明をお願いします。

事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
ィディ)

ポリテック・エイディディ中田と申します。出席者は、藤巻建設の宮崎、藤巻建設の熊谷、ポリテック・エイディディ、中田と才木でございます。よろしく願いします。

それでは、資料の4-1について御説明いたします。

「FSPS佐久市八風太陽光発電所事業」に関しての令和4年度の事後調査報告書の概要についてでございます。

まず、1の事業の概要にありますとおり、事業区域は佐久市、事業の内容は太陽光発電所事業の設置という形です。

事業の経過にありますとおり、令和4年12月に環境影響評価書を公告しております。その後、令和5年3月に対象事業着手報告書を提出しまして、工事に着手したところでございます。

3番、事後調査報告書の概要に移ります。

令和4年度については、令和5年3月に着手したということで、3月ひと月分の工事における報告となっております。その間における「水象」、「植物」、「動物」、「生態系」の調査結果等の報告でございます。

まず、「水象」でございます。

河川、香坂川ですとか、敷地内の水路がございますけれども、その5地点、それと観測井戸等の地点を設けて、河川流量、地下水、降水量を測定しています。現時点では、降水量に応じた流量ですとか、地下水位の変化については、環境影響評価書時の結果と同様の傾向にあり、顕著な変化は見られていないという状況です。

「植物」につきましては、こちらにあるヤマトテンナンショウ、ハナネコノメ、オニヒョウタンボク、サクラソウ、コカモメヅル、こちらの5種を対象に、移植等の措置を行っております。

このうち上の3つ、ヤマトテンナンショウ、ハナネコノメ、オニヒョウタンボクについては移植実施前の生育状況調査で改変域を中心に生育を確認しまして、その後、移植の措置を行っております。

一番下から2つ下のサクラソウについては、最初の生育地を確認しながら、改めて施工範囲、改変域の調整を行ったところ、本種の生育地を全て施工範囲から除外することが可能になりましたので、移植等の対象から除外したという状況です。

コカモメヅルにつきましては、評価書時点で1個体の生育確認があった種でございますが、移植時に確認したところ、確認ができずという状況で、移植等の対象から除外したという状況です。

「動物」につきましてはです。

まず、昆虫類のチョウ類についてです。こちらはチョウ類、ヒョウモンチョウ本州中部亜種、それとベニモンマダラ本土亜種、アサマシジミ本州亜種、ヒメシロチョウ北海道・本州亜種といったチョウ類を対象に、まず食草の生育状況の調査を行っております。その生育状況の結果、改変域にあった食草については、移植対象として非改変域に移植をしております。

なお、移植前の食草におきまして、卵ですとか、幼虫、さなぎの確認をしたところ、確認されなかった状況です。

続いて、鳥類のうち希少猛禽類についてです。こちらにあるハイタカ、ハチクマ、オオタカ、クマタカ、ハヤブサの5種の行動が確認されております。

このうちハイタカについては、3月の調査で、過年度、平成29年の営巣木があったのですが、その近傍で、繁殖活動期間の防衛行動と考えられるような、トビに対する攻撃が見られております。

また、クマタカでございますけれども、2月に確認したペアがいたのですが、計画地付近で繁殖行動を行っていました。ですので、本年、繁殖行動を開始した箇所、営巣する可能性が示唆されたという状況がありました。ただ、3月の調査では、そういった繁殖兆候は確認できなかった状況です。

その下の※に書いてあるとおり、ハイタカ、クマタカの繁殖兆候が見られましたので、コンディショニングの対応フローチャートを作成して、対応の基準を明確化したですとか、資材、あるいは建設機械の搬入や稼働については、クマタカ等の繁殖兆候が見られた箇所の遠い工区から始める、2週間以上程度かけて、徐々に工区を拡大するなどの配慮を行っていきました。

また、現場の施工管理における騒音上限値というものも設定しまして、特にクマタカの繁殖兆候が見られましたので、それを踏まえた工事中の騒音のモニタリングも実施しております。

また、猛禽類の配慮事項をまとめたリーフレットなども作成して、工事関係者への啓発も行って、配慮を行ってまいりました。

最後に「生態系」でございます。こちらの特殊性の指標として、サクラソウを選定していますが、先ほどの植物で御説明したとおり、移植等の対象から除外しております。

また、オオタカについては、動物のところに記載したとおり、繁殖状況調査を行った上での配慮を行っているところでございます。

以上のとおり、保全措置を行っているということと、事後調査計画に基づく調査を行いながら、コンディショニング等の対応を行ってきたところでございます。

以上、御報告です。

鈴木委員長

ありがとうございました。

では、ただいま御説明いただきました資料4-1について、委員の皆様、御質問、御意見、お願いいたします。いかがでしょうか。

大窪委員

まず、植物について、ハナメコノメと書いてあるのは間違いで、ハナネコノメです。報告書のほうにはちゃんと正しく記載されています。このまとめの表だけ間違っています。そこが修正点で、あと、その下のオニヒョウタンボクについては、移植時と移植後で、非常に丁寧に取り扱いいただいているんですけども、ちょっと気になったのが移植時に発根剤や殺菌剤等を使われているので、丁寧にやっていただいたのは分かるんですけども、野生の植物についての環境保全措置を行うときには、あまり用いない薬剤なので、何か特別な理由があって使われたのか、説明をしていただきたいです。一般的にはあまり使わないのが普通かと思っております。

事業者  
中田

御指摘ありがとうございます。ハナネコノメについては、訂正版を再度御提出したいと思えます。

(株式会社ポリ  
テック・エイ  
ディ)

あと、オニヒョウタンボク等々で、発根促進活力剤ですとか、そういった類のものを使ってるのは、やはり移植当初というのはなかなか発根作用とかが促進されないということも、これまでの経験からありましたところですので、そういった活力剤等を使って行うことで、定着が図れるのではないかとということで、使わせていただきました。

ただ、今のような御指摘をいただきましたので、もう済んでしまったことでありますけれども、今後十分配慮して進めていきたいと思えます。ありがとうございます。

大窪委員

よろしくお願ひします。

あと動物についての昆虫類なんですけど、ヒメシロチョウについては多分、蛹化環境というのはツルフジバカマではなくて他の環境かなと思うんですけども、その食草のツルフジバカマ以外の場所も調べて、さなぎとかもなかったということでしょうか。

事業者  
中田

ありがとうございます。今の御指摘は、ヒメシロチョウについては、ツルフジバカマだけが食草ではないという御指摘ですか。

(株式会社ポリ  
テック・エイ  
ディ)

大窪委員

違います。食草以外、蛹化環境ですね、さなぎがいる場所は、さなぎも確認されなかったということなんですけれども、食草だけを見ても探せない種なので、そういうところも注意して、周りの環境も含めて、さなぎは確認されなかったということです。

かね。

- 事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イディ)
- はい。そういった生態も踏まえて、食草のみではなくて、その周辺も踏まえて確認はしております。その上で確認されなかったという状況でございます。
- 大窪委員
- 分かりました。ありがとうございました。
- 鈴木委員長
- 他にございますか。
- 中村委員
- 希少猛禽類について幾つか質問します。  
まず、クマタカなんですけれども、2月と3月によく確認されて、それ以降に見られなくなったというのは、どういうことなんでしょうか。
- 事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イディ)
- 回答させていただきます。この令和4年度の事後調査報告というのが、令和5年の3月までの報告ということで、2月、3月の報告が書かれております。調査自体は、令和5年の4月、5月と継続してやっております。  
その結果を申しますと、3月で繁殖兆候がなくなった以降、4月、5月も繁殖兆候が見られなかったという状況ではありました。  
以上でございます。
- 中村委員
- 私としては一番知りたいことは、行動圏なんです、高利用域がどこにあるのかということと、繁殖スケジュールですから、この2つがそろると、どこでやっているか分かるんですけども、特定の種が見られないときは、繁殖状況を考えていない。つまり産卵したとかという、そこまでのデータは取れないんですか。
- 事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イディ)
- そうですね。本工事に影響を及ぼすような箇所で繁殖兆候が見られたかということを中心に、繁殖が見られる時期に調査を行っていますので、少し離れた場所での繁殖の可能性があったんですけども、事業計画地からはかなり離れていて、本工事に影響ないだろうということで、調査としては、このレベルの調査にとどめているという状況でございます。
- 中村委員
- 分かりました。あと1点なんですけれども、クマタカはよく幼鳥と一緒にいるかと思えます。つまり雄と雌以外に、幼鳥と一緒にいたというのはないわけですか。
- 事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イディ)
- 確認されたのは、成鳥の飛来のみでございました。幼鳥は確認できませんでした。
- 中村委員
- 分かりました。あと1点なんですけれども、たしかここは特定外来鳥獣のガビチョウがいたと思うんですよ。要するにオオクチバス、ブラックバスと同じように、日本の生態系に影響を与える鳥なんですけれども、その後、ガビチョウというのは現れていいますか。
- 事業者
- ガビチョウが確認できたかということでよろしいですか。

中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イデイ)

中村委員

はい。

事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イデイ)

今回は、事後調査計画に基づいて、希少猛禽類の調査をメインに行いました。ガビ  
チョウの調査自体は、動物の調査の中で鳥類の生息状況として、令和7年度にパネル  
が設置された後、令和7年度に踏査ルートを設定して行う予定になっております。その  
中で確認したいと思っております。

中村委員

猛禽類は非常に大事ですけども、ガビチョウは特定外来種で日本にいなかった鳥で  
すよね。これがどんどん増えていまして、色々な野生の鳥類に影響を与えているん  
です。ですから、継続調査してガビチョウの調査も一緒にお願いします。  
以上です。

事業者  
中田  
(株式会社ポリ  
テック・エイデ  
イデイ)

御指摘承りました。ありがとうございます。

鈴木委員長

他にございますか。よろしいでしょうか。  
そうしましたら、非公開ということで、資料4-2について御説明お願いいたします。

事業者  
宮崎  
(株式会社藤巻  
建設)

藤巻建設の宮崎と申します。よろしく願いいたします。  
冒頭私のほうから、本日至った経緯を簡単に御説明差し上げたいと思っておま  
す。  
先ほどからお話ございますとおり、12月、1月に評価書の公告縦覧を終えまして、  
3月1日にこの工事着工しております。  
猛禽類については、2月ごろから調査を始めまして、その中で並びどまり等の繁殖  
兆候が確認されたということで事務局さんとも相談しながら、フローチャートを作る  
などしてコンディショニングを行いながら、工事を施工してまいりました。  
それから、その後の調査で、これ今回の事後調査報告書の中には載っておりませ  
んが4月、5月、6月と追加で調査を行う中で、営巣が確認できたハイタカに関して、  
営巣が確認できたということで、コンディショニングを行いながら、事務局さんとも  
相談して、対応をどうしていったらいいかというところを相談してまいりました。  
そんな中で、委員会の先生方にも対応について御相談したらいかかということに  
なりまして、本日のお時間を頂戴しているということになります。  
その中で、資料4-2を用意させていただきました。我々として今考えている保全措  
置、どういう対応してきて、どういう成果があったかも含めまして、中田の方からご  
説明差し上げたいと思います。

====ここから非公開=====

====ここまで非公開=====

鈴木委員長

他にございますか。よろしいですか。  
それではどうも、事業者の皆さん、ありがとうございました。

(事業者退出)

鈴木委員長

それでは、事務局から御説明をお願いします。

事務局  
中島

(県環境政策課)

それでは最後になりますが、資料5を御覧ください。新クリーンセンター建設事業に係る概要ということで、事業者、それから施設の処理能力等は記載のとおりです。

(2)に記載の経過のとおり、平成27年4月に評価書が公告されて、翌年6月に対象事業に着手しております。令和2年に工事完了しまして、供用開始されているということでございます。

場所は、佐久スキーガーデンパラダというスキー場のゲレンデの南側というような立地関係でございます。これまでも事後調査報告を何年かさせていただいておりましたが、今回の報告対象は存在・供用時における植物と動物でございます。

植物につきましては、注目すべき種のうち、環境保全措置の効果に不確実性が生じるとされた3種を対象に、生育状況の調査を行っております。

資料5の表にまとめてございますが、これまでの経過等、細かな点につきましては報告書の11ページ以降を御覧いただければと思います。

概要ですが、ヤエガワカンバ、それからオニヒョウタンボクについては順調に生育しております、いずれも個体数が現況調査時を上回っております。また、これ以上対象事業実施区域の中に移植を行うスペースがなくなったということから、現在育苗中の幼木については、何か問題が生じた場合の予備とすることとされております。

それから、ギンランにつきましては、令和3年度の確認地点、この周辺で開花した7個体が確認されています。

以上のように、いずれの種も、事業実施の影響と見られる異常は確認されていないということから、追加の対策は必要ないと整理されております。

次、動物でございます。注目すべき種のうち、こちら環境保全措置の効果に不確実性が生じると予測されたベニモンマダラ、それからクリイロベッコウを対象に調査が行われております。

表に結果をまとめてございますが、こちらは詳細につきましては、報告書の56ページ以降、こちらを御覧ください。

概要になりますが、ベニモンマダラにつきましては、幼虫の食草であるクサフジの移植先と、それから事業地内の移植元の土地にもクサフジが残存しておりましたので、そのいずれにおいても生息状況の調査が行われておりました、表に記載のとおり、昨年度も幼虫と成虫が確認されております。

続いて、クリイロベッコウですが、移植先で死貝、死んだ貝が3個体確認されておりました、クリイロベッコウ以外の陸産貝類も継続して確認がされていることから、ベニモンマダラ、それからクリイロベッコウのいずれも環境保全措置により工事による影響を低減できていると整理されております。

なお、動植物の具体的な確認位置につきましては、報告書の後ろのほうに綴じてございます非公開資料を御覧ください。

説明は簡単ですが以上です。

鈴木委員長

ありがとうございました。

ただいまの新クリーンセンター建設事業の説明について、御質問、御意見等ありましたらお願いします。

大窪委員

昆虫類のベニモンマダラについてですけれども、生息地で、表の一番下にオオブタクサやスゲ類等の除草を実施と示していただいています。このスゲ類というのが、報告書の詳しい内容を読みましたら、ビロードスゲという湿地に生える在来種なんです。長野県では、RDBの指定はありませんが、他県では、もうかなり貴重なRDB種になっているということで、絶滅危惧種になっているほどのスゲ類です。なので、このビロードスゲについては、全てなくなるような除草はなかなかできないとは思いますが、そういうところに気を使いながら、ビロードスゲも保全する、残しながら、食草のクサフジのために、植生管理をしていただきたいと思います。いかがでしょうか。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

クサフジの移植先ですけれども、植被面積がかなり減少していて、秋にスゲ類を中心とした草本が広がってきたことによって、クサフジが面積的に縮小してきたことを踏まえて、刈り取りを実施しているということもありまして、なかなかバランスは難しいと思いますけれども、ビロードスゲ自体がかなり希少だという御指摘を頂戴しましたので、その点を事業者にも伝えて、これはまだこの後も管理が続いていきますので、バランスを見ながら保全と言いますか、維持管理を行っていただくように伝えたいと思います。よろしいでしょうか。

大窪委員

そうですね、はい。それとあと、クサフジもどちらかと言えば草原性の植物なので、大事にしすぎると、またあまりベニモンマダラの食草としては適さないようになってくるので、クサフジも適度に刈取りするとか、そういう管理も必要だと思います。バランスを見ていただければと思います。

事務局  
中島  
(県環境政策課)  
大窪委員

ありがとうございます。そのように伝えたいと思います。

お願いします。

鈴木委員長

他に御発言もないようですので、本事業についての審議はここまでとさせていただきます。

事務局  
中島  
(県環境政策課)

今後の審議予定ですが、次回の技術委員会は、9月15日(金)に県庁で開催したいと存じます。開催時間等が決まり次第、ご連絡いたしますので、ご多用のところ恐縮ですが、ご対応お願い申し上げます。

なお、本日審議いただきました事業について、追加して御意見等ございましたら、8月31日(木)までに事務局あてお寄せいただくようお願いいたします。  
以上です。

鈴木委員長

ただいまの説明について、御質問等ありましたらお願いいたします。  
他に御発言もないようですので、以上をもちまして議事を終わらせていただきます。議事進行に御協力ありがとうございました。

事務局  
伊東  
(県環境政策課)

本日の技術委員会をこれで終了します。  
ありがとうございました。